

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年10月21日 から 令和 7年11月 5日 医科]

令和 7年11月10日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01-17198	高杉内科外科小児科脳外科	〒779-3112 徳島市国府町芝原字天満 25番1	19	ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第84号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準
01-23576	第一病院	〒770-8007 徳島市新浜本町1丁目7番10号	308	看護補助加算 (看補) 第792号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日 看護補助体制充実加算:看護補助体制充実加算2 病棟種別:精神 病棟数:4 病床数:219 基本料区分:精神入院 看護補助加算:看護補助加算2
01-23808	徳島健生病院	〒770-0805 徳島市下助任町4丁目9番地	186	ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第143号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療を行う体制を有する
01-23865	木下病院	〒770-0865 徳島市南末広町4番70号	94	ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第74号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準
01-24921	徳島市民病院	〒770-0812 徳島市北常三島町2丁目34番地	307	神経学的検査 (神経) 第5号 算定開始年月日：平成20年 4月 1日
01-25274	今井耳鼻咽喉科	〒770-0026 徳島市佐古六番町7番6号	0	短期滞在手術等基本料Ⅰ (短手1) 第36号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日
01-25399	近藤内科病院	〒770-8008 徳島市西新浜町1丁目6番25号	55	輸血管管理料Ⅱ (輸血Ⅱ) 第33号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日 輸血適正使用加算 (輸適) 第30号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日
01-25449	田岡病院	〒770-0941 徳島市万代町4丁目2-2	199	医師事務作業補助体制加算2 (事補2) 第59号 ① 以下の②以外の病床 配置基準:40対1補助体制加算 ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第150号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準
01-25456	たまき青空病院	〒779-3125 徳島市国府町早瀬字北カシヤ56番地1	100	B R C A 1 / 2 遺伝子検査 (B R C A) 第10号 届出区分:血液を検体とするもの 算定開始年月日：令和 7年11月 1日
01-25803	松村内科胃腸科	〒770-0012 徳島市北佐古二番町5番19号		ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第203号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年10月21日 から 令和 7年11月 5日 医科]

令和 7年11月10日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01-26041 (01-34868)	文化の森内科	〒770-8079 徳島市八万町大坪180番地		歯科治療時医療管理料 (医管) 第357号 在宅患者歯科治療時医療管理料 (在歯管) 第172号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日
01-26488	橋口内科クリニック	〒770-0937 徳島市富田橋1丁目30番地		ニコチノ依存症管理料 (ニコ) 第57号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注 1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療を行う体制を有する
01-27403	こかわ医院	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目15番地		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第334号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日
01-27460	新浜医院	〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番8号	9	有床診療所入院基本料 (診入院) 第680号 病床区分:一般 病床数:9床 区分:入院基本料3 夜間の緊急体制:有 夜間看護配置加算:夜間看護配置加算2 看取り加算:有 有床診療所急性期患者支援病床初期加算:有 有床診療所在宅患者支援病床初期加算:有 (診入院) 第680号 病床区分:一般 病床数:11床 区分:入院基本料3 夜間の緊急体制:有 夜間看護配置加算:夜間看護配置加算2 看取り加算:有 有床診療所急性期患者支援病床初期加算:有 有床診療所在宅患者支援病床初期加算:有 算定開始年月日：令和 7年 8月 1日
01-28062	高橋クリニック 泌尿器科・耳鼻咽喉科	〒770-8055 徳島市山城町西浜傍示162番地1		ニコチノ依存症管理料 (ニコ) 第249号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注 1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準
01-28088	すずえこどもクリニック	〒770-8081 徳島市八万町式丈97番2		外来感染対策向上加算 (外来感染) 第250号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日 時間外対応加算3 (時間外3) 第332号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日 小児かかりつけ診療料1 (小か診1) 第20号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年10月21日 から 令和 7年11月 5日 医科]

令和 7年11月10日作成 3 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
02-10027	嵐の音ホスピタル	〒772-0053 鳴門市鳴門町土佐泊浦字 高砂 5	270	精神療養病棟入院料 (精療) 第10号 重症者加算 1 : 有 病棟名: 3 病棟 病床数: 50 重症者加算 1 : 有 病棟名: 4 病棟 病床数: 60 薬剤管理指導料 (薬) 第17号 C T撮影及びM R I撮影 (C · M) 第220号 撮影に使用する機器: 16列以上 64列未満のマルチスライスC T 精神科作業療法 (精) 第18号 専用施設の面積: 209.58m ²
				算定開始年月日: 平成26年 4月 1日 算定開始年月日: 平成 6年12月 1日 算定開始年月日: 平成27年 3月 1日 算定開始年月日: 平成13年 6月 1日
03-11296	徳島ロイヤル病院	〒773-0015 小松島市中田町字新開 4 8番地	46	地域包括ケア病棟入院料 4 及び地域包括ケア入院医療管理料 4 (地包ケア 4) 第10号 地域包括ケア入院医療管理料 4
				算定開始年月日: 令和 6年10月 1日
04-13407	どみおかハートクリニック	〒774-0030 阿南市富岡町東新町 1 1 7	7	在宅患者訪問診療料(Ⅰ) の注13 (在宅患者訪問診療料(Ⅱ) の注6 の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8 及び歯科訪問診療料の注20 に規定する在宅医療 DX情報活用加算 (在宅DX) 第46号 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) (外在ペI) 第337号
				算定開始年月日: 令和 7年11月 1日 算定開始年月日: 令和 7年11月 1日
05-10020	桜木病院	〒779-3620 美馬市脇町木ノ内 3 7 6 3番地	185	精神療養病棟入院料 (精療) 第24号 重症者加算 1 : 有 病棟名: 精神療養 3 病棟 病床数: 56 重症者加算 1 : 有 病棟名: 精神療養 2 病棟 病床数: 45
				算定開始年月日: 令和 4年 8月 1日
12-10059 (12-30418)	手東病院	〒779-3233 名西郡石井町石井字石井 4 3 4番地の1	93	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) (脳 I) 第62号 初期加算及び急性期リハビリテーション加算届出: 有 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (運 I) 第49号 初期加算及び急性期リハビリテーション加算届出: 有
				算定開始年月日: 令和 7年11月 1日 算定開始年月日: 令和 7年11月 1日
14-10121	徳島県立海部病院	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字 杉谷 2 6 6	110	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算 (救搬看体) 第8号 救急搬送看護体制加算 2
				算定開始年月日: 令和 7年 9月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 7年10月21日 から 令和 7年11月 5日 医科]

令和 7年11月10日作成 4 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
14-10535	海陽町宍喰診療所	〒775-0501 海部郡海陽町宍喰浦字松原142番地1		ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第16号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療を行う体制を有する 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定 (持血測1) 第25号 持続血糖測定器加算 算定開始年月日：令和 7年11月 1日
15-13148	矢野医院	〒771-1251 板野郡藍住町矢上字西160-102	19	ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第194号 算定開始年月日：令和 7年 7月 1日 注1に規定する基準を満たさない場合には所定点数の100分の70により算定する基準 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療を行う体制を有する
15-13338	井関クリニック	〒771-1343 板野郡上板町椎本字椎ノ宮314番地の1		ニコチン依存症管理料 (ニコ) 第36号 算定開始年月日：令和 7年11月 1日 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療を行う体制を有する